平成29年度 第12回 根室社会人サッカーリーグ運営要項

- 1.目 的 根室地区サッカー協会に登録し、根室地区のサッカーの向上発展を期するとともに、併せてチーム間の親睦を深めることを目的とする。
- 2. 名 称 根室社会人サッカーリーグ
- 3. 主 催 根室地区サッカー協会 根室地区サッカー協会第1種委員会 社会人担当
- 4. 主 管 根室地区サッカー協会
- 5. 会 場 根室地区の各サッカー場
- 6. 期 当該年度5月下旬より9月上旬までとする。 但し、チーム数の増及び雨天、その他の事情により試合を延期する事もある。その場合 当該試合は、根室社会人サッカーリーグ運営委員会の指定した日に行う。
- 7.登録及び参加資格
- 1)根室地区サッカー協会に登録を完了した第1種チーム及びシニア種登録チーム。 ただし、シニア種登録選手にてチーム編成できない場合、その選手がリーグ登録チームにて試合に参加することを認める。(道東ブロック登録チームからの参加も一部認める。)
- 2) 未登録者の出場は一切認めない、不正に試合に出場した場合はその試合を没収とし、 対戦成績は全て不戦敗扱いとし、その後の処置は根室社会人サッカーリーグ運営委 員会で決定する。
- 3) 大学生・専門学校生・予備校生が主体のチーム編成による参加はできない。
- 4) 上記の学生及び在学高校生の登録については、各チームの登録人数3分の1とし、 試合に出場できるのは3名以内とする。 ただし、地域的に高等学校にサッカー部がない場合など例外的に参加を認めること とする。
- 5)選手登録は40名までとする。
- 6)根室社会人サッカーリーグ開催中の追加登録については、根室社会人サッカーリー グ運営委員会の承認を得なければならない。
- 7) 根室社会人サッカーリーグ開催中の他チームへの移籍、第2種選手の移籍について は、原則として認めない。
- 8) 昨年度社会人リーグ上位2チームに関しては、クラブ選手権根室地区予選及び社会 人選手権根室地区予選の参加を義務付ける。
- 9)シニア登録選手については、選手名簿に記載することで、根室社会人リーグに参加することができる。ただし、根室社会人リーグのチームのうち1チーム以上の登録は認めない。また、途中の移籍も認めないこととする。

- 8. リーグの編成 1) 二部制とする。(1部リーグ、2部リーグとしチーム数により変動あり)
 - 2) 1部リーグ最下位チームは自動降格(2部へ)とし、2部1位チームが、来年度1 部リーグに参戦することを義務付けるが、新規チーム参入やシニア種のチーム等運 営委員会にて調整することもある。
- 9. 組合 せ及び 根室社会人サッカーリーグ運営委員会により決定し、 及び日程 委員会で通知する。
- 10. リーグ順位 次の方法により決定する。

決定方法

- 1) 勝点(勝ち:3点 引き分け:1点 負け:0点) 不戦勝:勝点3と得点5 不戦敗:勝点0と失点5
 - 2) 全試合のゴールデファレンス (総得点-総失点)
 - 3) 該当チームの対戦成績
 - 4) 得点率(総得点÷総失点)
 - 5) 抽選による。
 - 1部リーグ4チーム編成で2回戦行なう。優勝チームが北海道サッカーリーグ道東ブロックリーグ入替戦への参加義務付ける。勝利した場合、来年度の道東ブロックリーグへ参戦することを義務付ける。参戦できない場合、チーム及び代表者への罰則を設け、根室地区第1種委員会にて協議を行うこととする。

2部リーグは4チーム編成で行なう。

- 11. 競技規則 競技規則は(公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - 1) 競技形式は、リーグ戦による2回戦総当りとし、最終順位決定戦を行う。
 - 2) 競技時間は、1 部リーグ 8 0分(4 0 1 0 4 0) 2 部リーグ 7 0分(3 5 1 0 3 5)とし、延長戦 P K 戦は行わない。
 - 3) 試合成立の最低必要人数は7名とし、競技開始時刻を過ぎても入場しないチームは競技放棄とみなし、対戦チームに勝点3・得点5点を加算する。
 - イ、試合当日、雨天の場合根室社会人サッカーリーグ運営委員会が協議し試合を行 うか否かを決定し、速やかに当該チーム代表者に連絡する。
 - ロ、やむを得ない事情により、試合ができない場合(棄権) 試合日の3日前(木曜日)の午後7時までに根室社会人リーグ運営委員長に文 書、FAX若しくはメールで連絡をする。

また、乗権チームが運営・審判・準備・片付等にあたっている場合はその業務 を行わなければならない。できない場合は、乗権するチームが責任を持って当 該リーグ内で調整し、リーグ運営委員長に必ず連絡をする。

- ハ、公認サッカー大会(全道大会等)の出場により試合不可能な場合には、試合延期を考慮する。その場合試合日程等については、リーグ運営委員会により当該 チームに連絡を行う。
- 4)選手証及びメンバー用紙は競技開始30分前までに当該試合の運営委員に提出し、 選手の確認を受けなければならない。提出のない場合は競技放棄とみなし対戦チームに勝点3点・得点5点を加算する。

- 5)選手交代は、事前にメンバー用紙に記載し最大7名まで主審に通告をしておき、主審の許可を得てから最大7名まで交代することができる。
- 6) ユニホームは(公財)日本サッカー協会「ユニホーム規定」を遵守し、根室サッカー協会を通じて日本サッカー協会に登録されたものを着用する。

試合時においてユニホームは、正の他に副として正と異なる色のユニホームを必ず 携行すること。

ゴールキーパーのユニホーム(正・副)はフィールドプレーヤー(正・副)と異なる色のユニホームを携行すること。

国内外を問わずプロチーム及び代表等のレプリカユニホームの着用は認めない。 背番号・胸番号については、正副同一番号とし、ショーツも同様とする。

- 7) 試合球は各チームの持ち寄り球とする。
- 12.表 彰 1位から3位まで表彰し優勝チームには表彰状、記念品を贈呈する。
- 13. 罰 則 1) 警告・退場者については、運営要項細則により処置する。
 - 2) 悪質な反則により退場処分を受けた選手は、審判報告書等に基づき根室地区サッカー協会フェアープレー・規律委員会において裁定し処分を通知する。
 - 3) 試合当日の棄権チーム(11. 競技規則3) ロ以外) については、根室地区サッカー協会第1種委員会 社会人担当にて裁定し処分を通知する。
 - 4) 本リーグの所属する選手・役員は社会人として恥ずべき行為があった場合は、本リーグの名において即時除名処分とする。
- 14.審判1)帯同審判とし、各チームは4級以上の審判有資格者を4名以上登録させること。
 - 2) 主審については、原則として3級以上の審判資格を有する者が行う。チームに3級以上の審判有資格者がいない場合は、「根室地区サッカー協会審判委員会」に審判員の派遣依頼すること。その場合、根室社会人サッカーリーグ運営委員会を通じて行い、審判料として4,000円(交通費込)をチームが支払わなければならない。副審・第4審判員については4級以上の審判資格を有する者が行う。 無資格者が審判を行ってはならない。
 - 3) 審判員は課せられた任務の重大性を認識し、主審・副審・第4審判員を問わず必ず 審判副を着用し、態度厳選にして積極的に責務を遂行しなければならない。また、 審判員証を必ず持参すること。
- 15. そ の 他 1)安全管理として、試合会場への移動、試合中その他の事故防止については、各チームの責任において全員に周知徹底すること。傷害保険・スポーツ保険等に加入をすること。
 - 2) 会場準備・片付けについては、根室社会人サッカーリーグ運営委員会から指名された各チームが責任を持って行い、会場準備は試合開始30前には必ず終了すること。
 - 3) 各会場は根室サッカー協会として借受して使用しているので、各チームはゴミ・飲料水のペットボトル・空き缶等は必ずチームとして持ち帰り利用者として恥ずかしくない使用を行うこと。競技場敷地内及びベンチ内での喫煙は禁止する。

- 16. 規 約 改 定 根室社会人サッカーリーグの運営委員総数の3分の2以上で議決 附 則 する。
 - 1) 平成29年度の試合より適用する。